

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、高知日本香港協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を高知県高知市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、香港との相互理解と友好を促進し、もって経済の交流に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 香港とのビジネス交流並びに具体的事業展開に関すること
- (2) 会員間及び香港との連携を深めるための各種事業
- (3) 経済代表団等の派遣・受け入れ
- (4) ビジネスセミナー等の開催
- (5) その他

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本協会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 法人会員
- (2) 個人会員

(会費)

第6条 会員の会費は以下の通りとする。尚、納められた会費は、いかなる事由があっても返還しない。会費の徴収は、当該年度において6ヶ月以上経過した後の入会においては、半額を徴収する。

- (1) 法人会員 1口 20,000円(年額)
- (2) 個人会員 本人 5,000円(年額)、家族 1,000円(年額)

第4章 役員等及び事務局

(役員)

第 7 条 役員構成は次の通りとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事

2 本協会に特別顧問及び顧問をおくことができる。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は就任後 2 年を経過する年の定期総会の終了時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期途中で退任した場合、後任役員は理事会で選出する。後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

(役員選任)

第 9 条 役員は、総会において正会員から選出する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3 特別顧問及び顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委任する。

(役員職務)

第 10 条 会長は本協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。

4 監事は、本協会の業務の執行状況及び会計を監査する。

(事務局)

第 11 条 本協会の事業を行うために、高知市に事務局を置く。

2 事務局長は会長が指名し、事業の実施運営を統括する。

第 5 章 会議

(総会)

第 12 条 総会は、法人会員及び個人会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

3 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算

- (4) 役員を選任又は解任
 - (5) 会費の額
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 4 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 5 臨時総会は、理事会が必要と認め、招集の請求をしたときに開催する。
 - 6 総会は、理事会の決定に基づき、会長が招集する。
 - 7 総会の議長は、会長が務める。
 - 8 総会は、法人会員及び個人会員の3分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決する。
 - 9 正会員は、委任状を提出することにより、議決権を行使することができる。

(理事会)

第13条 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 4 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 構成員の3分2以上からの招集の請求があったとき
- 5 理事会は、会長が招集する。
 - 6 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 7 理事会は、構成員の3分1以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否が同数のときは、議長が決する。

第6章 会計

(会計年度等)

第14条 本協会の運営に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第15条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(その他の必要事項)

第16条 本規則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

第17条 本規約は、総会の議決により改正することができる。

第18条 本会の会則は平成28年6月1日より実施する。